10.1.7 景　観

1. 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観

(1)調査結果の概要

① 主要な眺望点及び景観資源の状況

a. 文献その他の資料調査

(a) 調査地域

「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（Ⅱ） 調査・予測の進め方について～資料編～」（環境省　自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告、平成 12 年）に掲載されている、「垂直視角と送電鉄塔の見え方」によれば、「垂直見込角が 1～2° を超えると景観的に気になり出す可能性がある」とされていることから、風力発電機が垂直視野角 1 度以上で視認できる可能性がある範囲(図 10.1.7-1)を、景観的な影響が生じうる範囲として、主要な眺望点における調査地域の目安とした。また、景観資源に関する調査地域も同様に図 10.1.7-2 のとおりとした。

なお、風力発電機が垂直視野角 1 度で視認される可能性がある範囲は、風力発電機（地上高さ：205.5m）から約 11.8 ㎞である。

(b) 調査方法

「第 3 章　3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況　1.景観の状況」に記載のとおり、文献その他の資料による情報収集並びに当該情報の整理を行うとともに、将来の風力発電機の可視領域（メッシュ標高データを用いた数値地形モデルによるコンピュータ解析を行い、風力発電機（地上高さ：205.5m）が視認できる可能性のある領域)、垂直視野角 1 度以上で視認される可能性がある約 11.8 ㎞の範囲及び風力発電機と眺望点の距離についても検討を行った。

なお、可視領域の解析では標高（地形）のみを考慮しており、木々や人工構造物による遮蔽は考慮していない。

(c) 調査結果

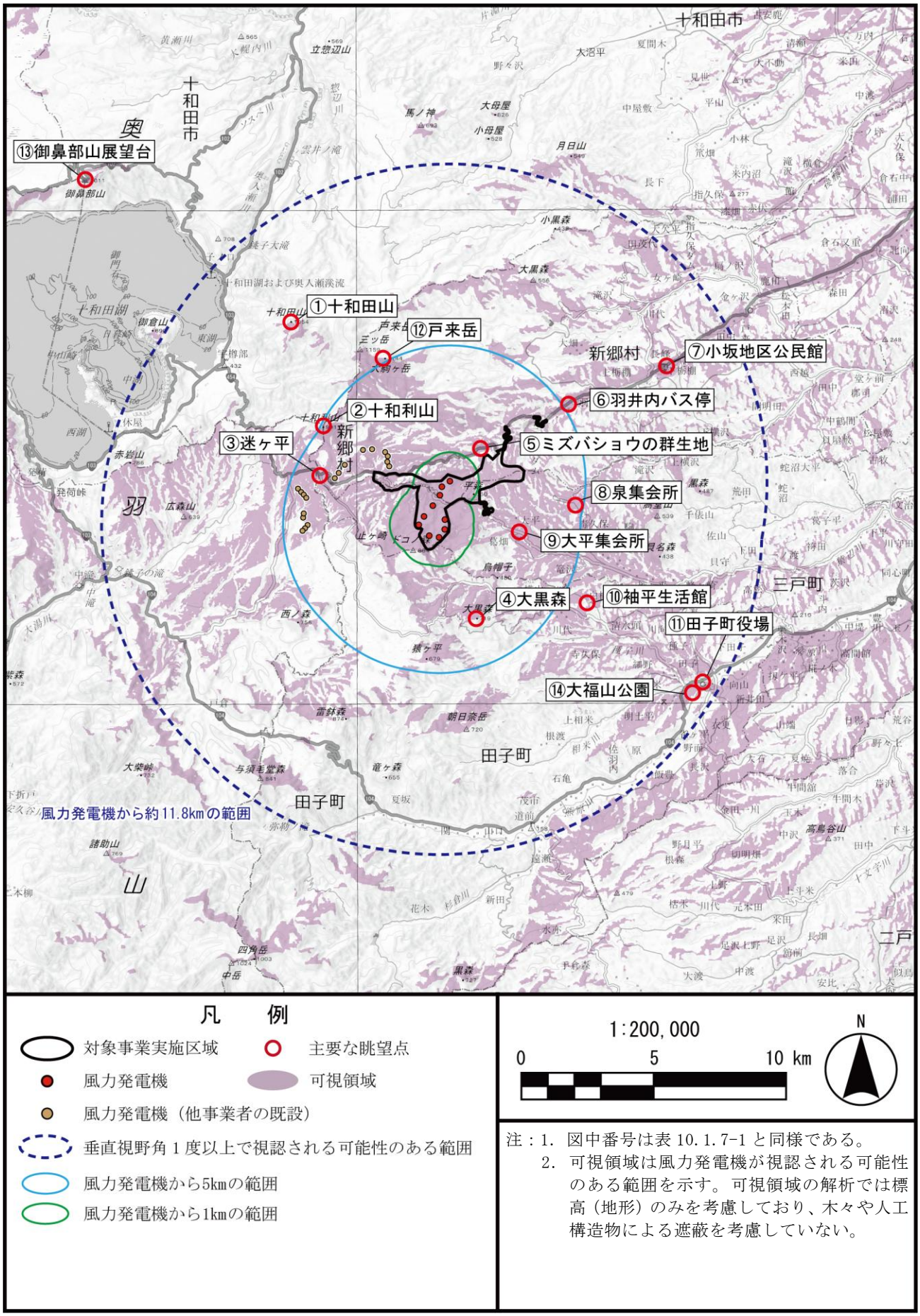
主要な眺望点及び景観資源の調査結果については、「第 3 章　3.1.6　1.景観の状況」のとおりであり、主要な眺望点については、将来の風力発電機の可視領域及び垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある約 11.8 ㎞の範囲等を踏まえた 14 地点を選定した。

主要な眺望点及び風力発電機からの距離は表 10.1.7-1、位置は図 10.1.7-1 のとおりである。

表 10.1.7-1　景観調査地点（主要な眺望点）

番号	調査地点	距離区分	設定根拠
①	十和田山	遠景	風力発電機が垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲内において、公的な HP や観光パンフレット等に眺望の情報が掲載されている地点かつ可視領域図で可視であり、不特定多数の利用がある地点を、主要な眺望点として設定した。
②	十和利山	中景	
③	迷ヶ平	中景	
④	大黒森	中景	
⑤	ミズバショウの群生地	中景	
⑥	羽井内バス停	遠景	風力発電機が垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲内において、可視領域図で可視である地域の拠点施設周辺を主要な眺望点（身近な眺望点）として設定した。
⑦	小坂地区公民館	遠景	
⑧	泉集会所	中景	
⑨	大平集会所	中景	
⑩	袖平生活館	遠景	
⑪	田子町役場	遠景	
⑫	戸来岳	遠景	配慮書に対する青森県の意見を踏まえ主要な眺望点として設定した。
⑬	御鼻部山展望台	遠景	方法書に対する十和田市の意見を踏まえ主要な眺望点として設定した。
⑭	大福山公園	遠景	方法書に対する住民意見を踏まえ主要な眺望点として設定した。

注：1. 番号は図 10.1.7-1 に対応している。
2. 距離区分に関しては、「景観工学」（日本まちづくり協会編、平成 13 年）の区分を参考に、近景は約 1km 以内、中景は約 1～5km、遠景は約 5km 以上とした。



注：1. 図中番号は表 10.1.7-1 と同様である。
2. 可視領域は風力発電機が視認される可能性のある範囲を示す。可視領域の解析では標高（地形）のみを考慮しており、木々や人工構造物による遮蔽を考慮していない。

図 10.1.7-1　対象事業実施区域及び主要な眺望点並びに周囲の可視領域

② 主要な眺望景観の状況

a. 文献その他の資料調査

(a) 調査地域

将来の風力発電機の可視領域及び垂直視野角 1 度以上で視認できる可能性のある約 11.8 kmの範囲を踏まえ、図 10.1.7-1 に示すとおりとした。

(b) 調査期間

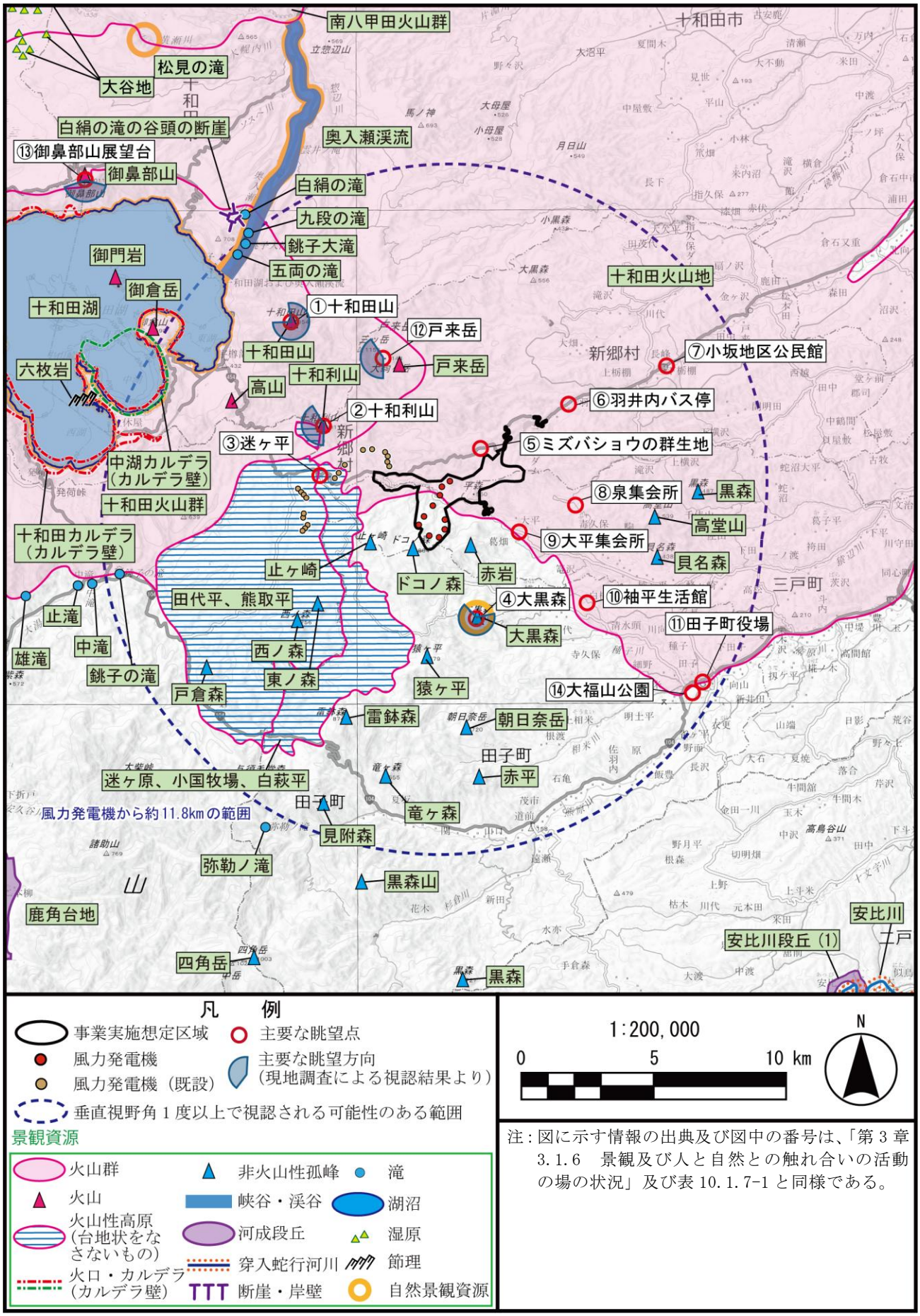
入手可能な最新の資料とした。

(c) 調査方法

「第 3 章　3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況」及び「①主要な眺望点及び景観資源の状況」の調査結果から主要な眺望景観を抽出し、主要な眺望点と景観資源との位置関係について、当該情報の整理及び解析を行った。

(d) 調査結果

主要な眺望点及び景観資源の位置並びに主要な眺望景観（主要な眺望点から景観資源を眺望する景観）の状況は、図 10.1.7-2 のとおりである。



注：図に示す情報の出典及び図中の番号は、「第３章 3.1.6　景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況」及び表 10.1.7-1 と同様である。

図 10.1.7-2　主要な眺望景観の状況

b. 現地調査

(a) 調査地域

調査地域は将来の風力発電機の可視領域及び垂直視野角 1 度以上で視認できる可能性のある約 11.8 ㎞の範囲を踏まえ、図 10.1.7-1 のとおりとした。

(b) 調査地点

調査地点は図 10.1.7-2 のとおり、主要な眺望点の 14 地点とした。

(c) 調査期間

調査期間は表 10.1.7-2 のとおりである。

(d) 調査方法

現地踏査による写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行った。

なお、現地調査において確認した展望が得られた方向は図 10.1.7-2 のとおりであり、眺望目的の利用がなかった地点については展望を得られる方向を図示していない。

また、写真撮影位置は表 10.1.7-2 のとおりである。

(e) 調査結果

現地調査の結果及び主要な眺望景観の状況は図 10.1.7-3 の上段【現状】のとおりである。

表 10.1.7-2　調査日及び撮影位置

番号	調査地点	調査日		撮影位置
①	十和田山	繁茂	令和 7 年 5 月 29 日	山頂から撮影。
		落葉	令和 7 年 10 月 29 日	
②	十和利山	繁茂	令和 7 年 5 月 29 日	山頂から撮影。
		落葉	令和 7 年 10 月 28 日	
③	迷ヶ平	繁茂	令和 7 年 5 月 29 日	駐車場から撮影。
		落葉	令和 7 年 10 月 28 日	
④	大黒森	繁茂	令和 7 年 9 月 15 日	山頂の展望台から撮影。
		落葉	令和 7 年 4 月 22 日	
⑤	ミズバショウの群生地	繁茂	ミズバショウの見ごろ時期ではないため撮影なし	ミズバショウを観賞できる木道から撮影。
		落葉	令和 7 年 5 月 6 日	
⑥	羽井内バス停	繁茂	令和 7 年 9 月 16 日	バス停前からは植生により事業地の一部が遮蔽されるため、南西方向約 200m 付近にある田園地帯より撮影。
		落葉	令和 7 年 4 月 22 日	
⑦	小坂地区公民館	繁茂	令和 7 年 9 月 16 日	施設前より撮影。
		落葉	令和 7 年 4 月 22 日	
⑧	泉集会所	繁茂	令和 7 年 9 月 16 日	施設前からは植生により事業地の一部が遮蔽されるため、より事業地側の見通しが得られる南東方向約 300m 付近にある田園地帯より撮影。
		落葉	令和 7 年 4 月 22 日	
⑨	大平集会所	繁茂	令和 7 年 9 月 16 日	施設前の道路から撮影。
		落葉	令和 7 年 4 月 22 日	
⑩	袖平生活館	繁茂	令和 7 年 9 月 15 日	施設前からは近傍の植生により事業地が遮蔽されるため、より事業地側の見通しが得られる付近の T 字路から撮影。
		落葉	令和 7 年 4 月 22 日	
⑪	田子町役場	繁茂	令和 7 年 5 月 30 日	施設前の橋から撮影。
		落葉	令和 7 年 4 月 22 日	
⑫	戸来岳	繁茂	令和 7 年 5 月 30 日	大駒ヶ岳の山頂から撮影。
		落葉	令和 7 年 10 月 30 日	
⑬	御鼻部山展望台	繁茂	令和 7 年 5 月 28 日	展望台から撮影。
		落葉	冬季閉鎖につき撮影なし	
⑭	大福山公園	繁茂	令和 7 年 9 月 15 日	公園内に設置されている看板前から撮影。
		落葉	令和 7 年 4 月 22 日	

注：番号は図 10.1.7-1 に対応している。

(2) 予測及び評価の結果

① 土地又は工作物の存在及び供用

a. 地形改変及び施設の存在

(a) 環境保全措置

地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

・風力発電機は、周囲の環境になじみやすいような環境融和色（グレー系）に塗装する。
・樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は必要に応じて散布吹付け工などによる緑化を行い、修景を図る。
・地形や既存道路等を考慮し、改変面積を最小限にとどめる。
・付帯する送電線については可能な限り地下埋設とする。

(b) 予　測

ｱ. 予測地域

予測地域は対象事業実施区域及びその周囲とした。

ｲ. 予測地点

予測地点は図 10.1.7-2 のとおり、主要な眺望点 14 地点とした。

ｳ. 予測対象時期等

本事業の風力発電施設が完成した時期とした。

ｴ. 予測手法

(ｱ) 主要な眺望点及び景観資源の状況

主要な眺望点及び景観資源の位置と対象事業実施区域を重ねることにより影響の有無を予測した。

(ｲ) 主要な眺望景観の状況

主要な眺望点から撮影した現況の眺望景観の写真に、将来の風力発電機の完成予想図を合成するフォトモンタージュ法により、風力発電機の見え方や風力発電機と景観資源の位置関係など、眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測した。

ｵ. 予測結果

(ｱ) 主要な眺望点及び景観資源の状況

主要な眺望点はいずれも対象事業実施区域外であるため、対象事業の実施による直接的な改変は生じないと予測する。

景観資源は「十和田火山地」が対象事業実施区域に含まれることから、一部直接的な改変が生じると予測する。その他の景観資源については、いずれも対象事業実施区域に含まれないため、直接的な改変は生じないと予測する。

(ｲ) 主要な眺望景観の状況

フォトモンタージュによる主要な眺望景観の変化の状況は図 10.1.7-3 の下段【完成後】のとおりであり、水平画角 60 度で示した。また、風力発電機の視認状況の予測結果は表 10.1.7-3 のとおりである。

加えて、実際の気象条件において風力発電機が判別しにくいため、「⑭大福山公園」は、風力発電機の位置や大きさがより判別しやすくなるよう、空に画像処理を施した。

なお、現地調査を実施した繁茂期及び落葉期のうち、風力発電機の視認性がより高い時期の写真を用いて予測した。

【現状】



（落葉期）

【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(1)　フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

①十和田山

【現状】



（落葉期）

【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(2)　フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

②十和利山

【現状】



（落葉期）

【完成後】



図 10.1.7-3(3)　フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
③迷ヶ平＜不可視＞

【現状】



（落葉期）

【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(4)　フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
④大黒森

【現状】



（落葉期）

【完成後】



図 10.1.7-3(5)　フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
⑤ミズバショウの群生地＜不可視＞

【現状】



（落葉期）

【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(6)　フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

⑥羽井内バス停

【現状】



（落葉期）

【完成後】



風力発電機が位置する範囲

※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(7)　フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

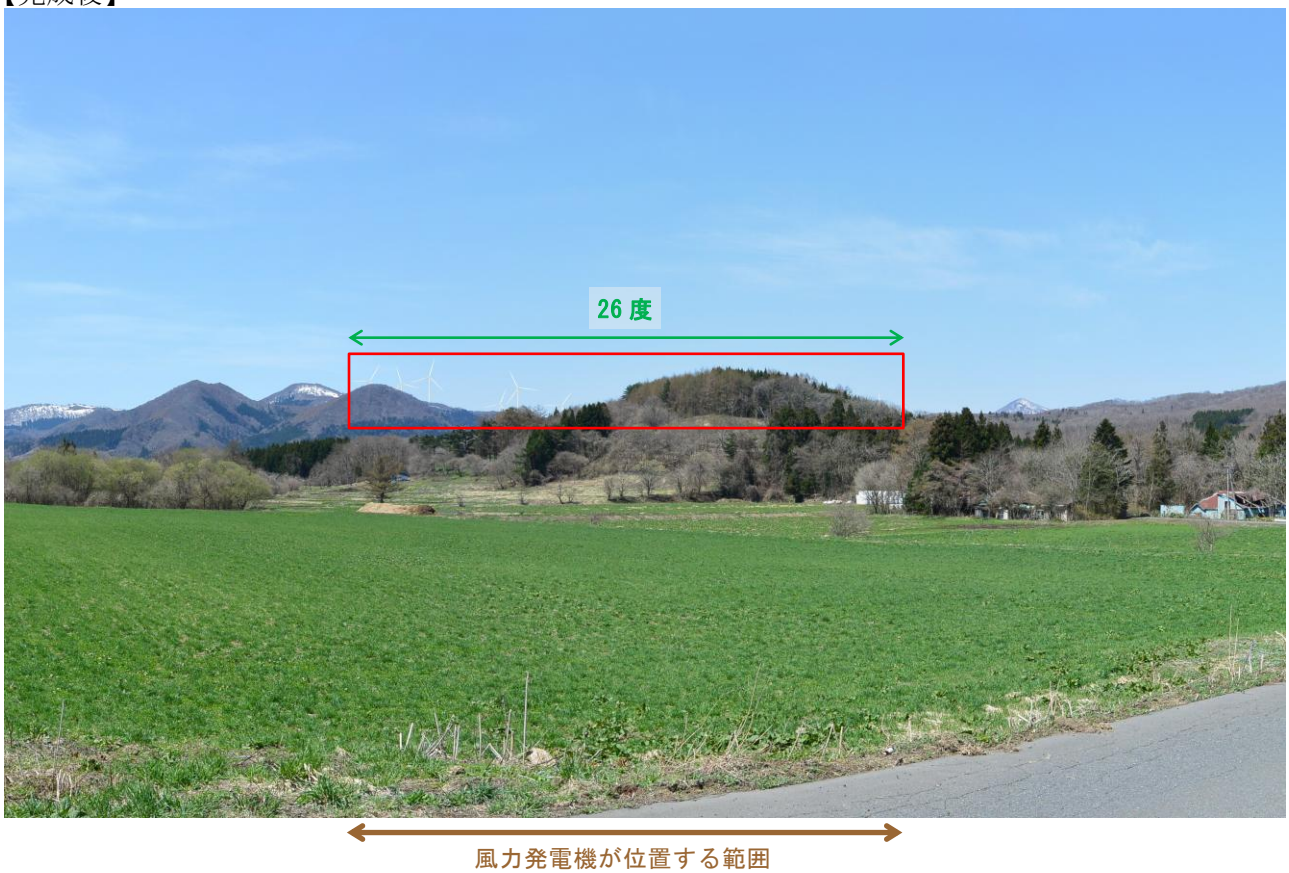
⑦小坂地区公民館

【現状】



（落葉期）

【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(8)　フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

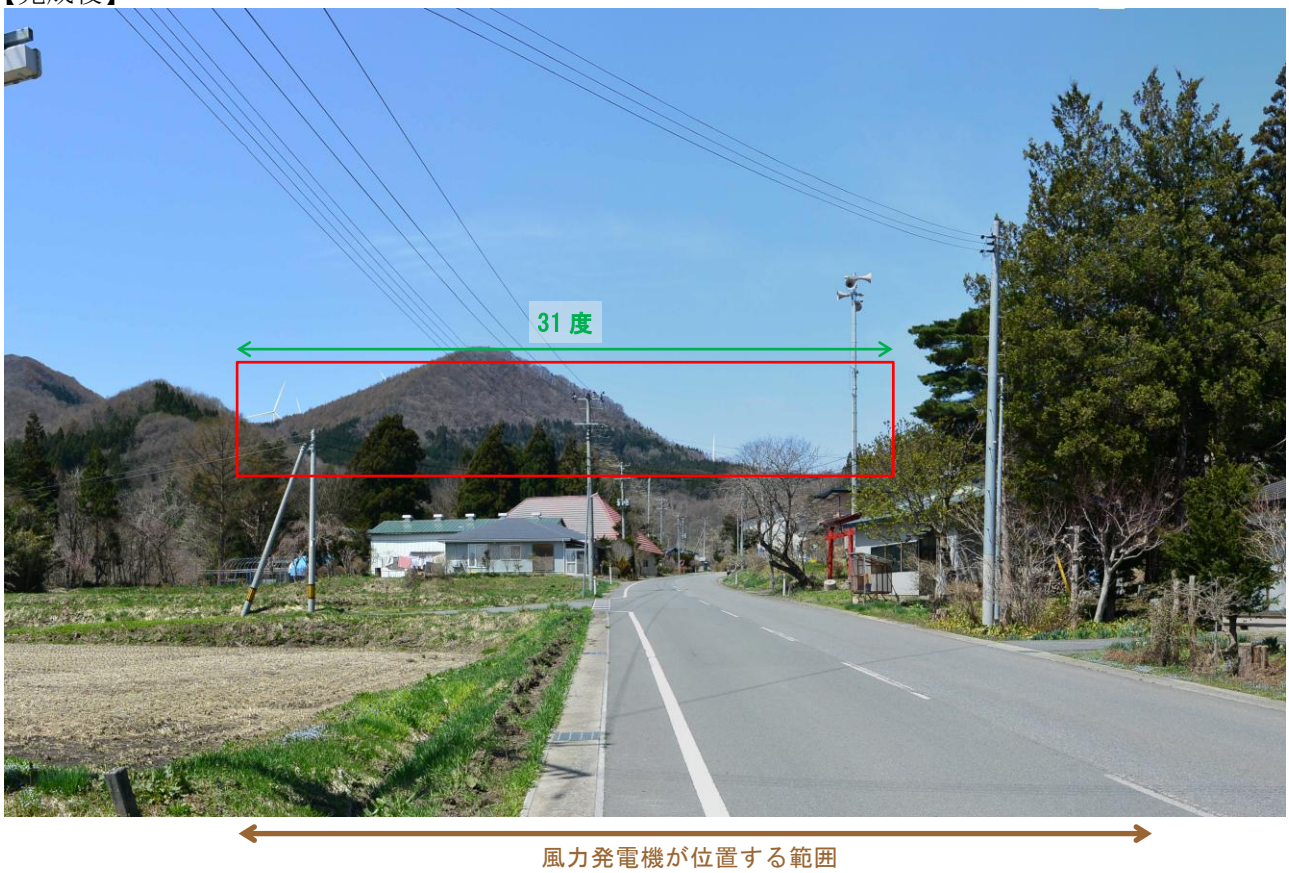
⑧泉集会所

【現状】



（落葉期）

【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(9)　フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

⑨大平集会所

【現状】



（落葉期）

【完成後】



図 10.1.7-3(10)　フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
⑩袖平生活館＜不可視＞

【現状】



（落葉期）

【完成後】



図 10.1.7-3(11)　フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
⑪田子町役場＜不可視＞

【現状】



（落葉期）

【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

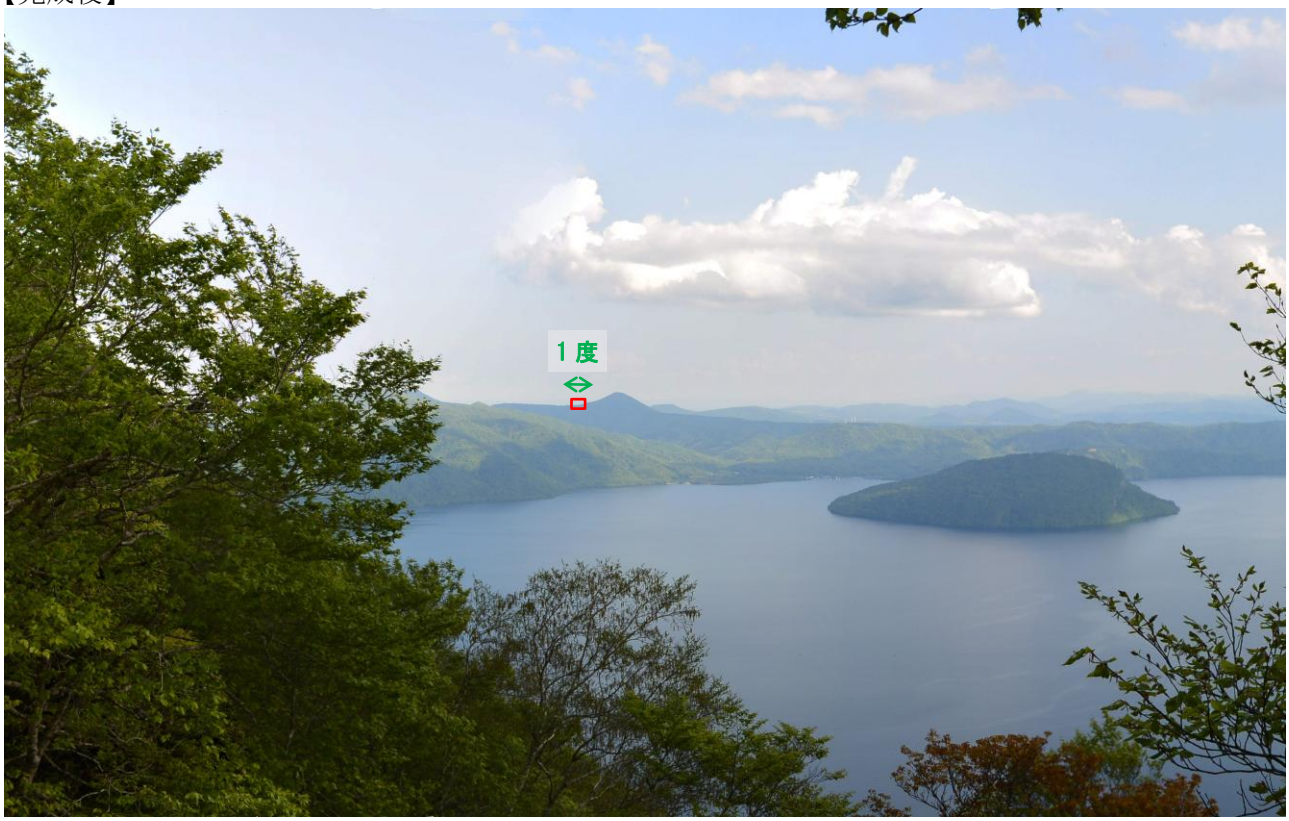
図 10.1.7-3(12)　フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
⑫戸来岳

【現状】



（繁茂期）

【完成後】



風力発電機が位置する範囲

※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(13)　フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

⑬御鼻部山展望台

【現状】



（落葉期）

【完成後】



※1. 図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。
※2. 実際の気象条件において風力発電機が判別しにくいため、空に画像処理を施した。

図 10.1.7-3(14)　フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

⑭大福山公園

表 10.1.7-3　風力発電機の視認状況の予測結果

番号	予測地点	垂直視野角が最大となる風力発電機との距離（km）	最大垂直視野角（度）	眺望の変化の状況
①	十和田山	8.7	1.3	風力発電機の最大垂直視野角は 1.3 度である。写真において特徴を捉えることができる景観資源には戸来岳、十和利山、赤岩、ドコノ森、大黒森及び朝日奈岳がある。
②	十和利山	5.1	2.3	風力発電機の最大垂直視野角は 2.3 度である。写真において特徴を捉えることができる景観資源にはドコノ森及び大黒森がある。
③	迷ヶ平	－	不可視	風力発電機は視認できない。
④	大黒森	3.6	1.3	風力発電機の最大垂直視野角は 1.3 度である。写真において特徴を捉えることができる景観資源には十和利山及びドコノ森がある。
⑤	ミズバショウの群生地	－	不可視	風力発電機は視認できない。
⑥	羽井内バス停	6.4	0.8	風力発電機の最大垂直視野角は 0.8 度である。写真において特徴を捉えることができる景観資源はない。
⑦	小坂地区公民館	9.8	0.3	風力発電機の最大垂直視野角は 0.3 度である。写真において特徴を捉えることができる景観資源はない。
⑧	泉集会所	5.0	2.1	風力発電機の最大垂直視野角は 2.1 度である。写真において特徴を捉えることができる景観資源には十和利山、赤岩及びドコノ森がある。
⑨	大平集会所	3.0	2.2	風力発電機の最大垂直視野角は 2.2 度である。写真において特徴を捉えることができる景観資源はない。
⑩	袖平生活館	－	不可視	風力発電機は視認できない。
⑪	田子町役場	－	不可視	風力発電機は視認できない。
⑫	戸来岳	5.2	2.1	風力発電機の最大垂直視野角は 2.1 度である。写真において特徴を捉えることができる景観資源には止ヶ崎、赤岩、ドコノ森、大黒森、雷鉢森及び朝日奈岳がある。
⑬	御鼻部山展望台	18.7	0.1	風力発電機の最大垂直視野角は 0.1 度である。写真において特徴を捉えることができる景観資源には御倉岳、十和利山、中湖カルデラ(カルデラ壁)、十和田カルデラ(カルデラ壁)、止ヶ崎、ドコノ森、雷鉢森、朝日奈岳及び十和田湖がある。
⑭	大福山公園	11.2	0.7	風力発電機の最大垂直視野角は 0.7 度である。写真において特徴を捉えることができる景観資源には戸来岳、十和利山、止ヶ崎、赤岩、ドコノ森及び大黒森がある。

注：最大垂直視野角については、手前の地形、植生及び建造物等の遮蔽状況を考慮し算出した。

(c) 評価の結果

ｱ. 環境影響の回避、低減に係る評価

地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。なお、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、平成 25 年）を参考とした。

・風力発電機は、周囲の環境になじみやすいような環境融和色（グレー系）に塗装する。
・樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は必要に応じて散布吹付け工などによる緑化を行い、修景を図る。
・地形や既存道路等を考慮し、改変面積を最小限にとどめる。
・付帯する送電線については可能な限り地下埋設とする。

風力発電機の見え方については、見えの大きさをイメージする際の目安となる知見の数が非常に少なく、「送電鉄塔」の見え方の目安（鉄塔高さ 70m での実験結果、昭和 56 年）を参考例として用いられてきたが、平成 30 年に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）により風力発電機（高さ 93～124m）を用いた実験の結果がまとめられた。これらの知見を、表 10.1.7-4 及び表 10.1.7-5 に示す。

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響についての評価の結果は表 10.1.7-6 のとおりである。

上記の環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在に伴う景観に関する影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

表 10.1.7-4　垂直視角と送電鉄塔の見え方※（参考：昭和 56 年の知見）（鉄塔の高さ約 70m）

垂直視角	距離	鉄塔の場合の見え方
0.5 度	8,000m	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1 度	4,000m	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5～2 度	2,000m	シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3 度	1,300m	比較的細部まで見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
5～6 度	800m	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。架線も良く見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10～12 度	400m	眼いっぱいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。
20 度	200m	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

※参考として掲載している文献等において使用されている「垂直視角」及び「垂直見込角」の用語は、本図書において使用している「垂直視野角」の用語と同意義である。

〔「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和 56 年）より作成〕

表 10.1.7-5　鉄塔の見え方と風車の見え方との比較（参考：平成 30 年）（風力発電機の高さ約 93～124m）

見え方の参考の記号	垂直視野角（単機の最大値）（度）	鉄塔の見え方	風車景観に対する反応
A	0～0.5		
B	0.5～1.0	←（0.5 度）見えにくい	
C	1.0～1.5	←（1 度）見えるが、景観的には気にならない	←約 1.5 度までは、（風車は見えるが）気にならない
D	1.5～2.0	←気になりだす可能性がある	
E	2.0～3.0		
F	3.0～4.0	←（3 度）気になるが、圧迫感はない	
G	4.0～5.0		←負の意味で風車を気にするようになる
H	5.0～6.0	←景観的にも大きな影響があるが、圧迫感はあまり受けない（上限）	
I	6.0～8.0		
J	8.0～10.0		←風車に対し圧迫感を覚え始める
K	10.0～12.0	←圧迫感を受けるようになる	
L	12.0～20.0		
M	20.0～	←（20 度）圧迫感が強くなる	

「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 1）」（平成 30 年）　より作成

表 10.1.7-6(1)　評価の結果（主要な眺望点及び景観資源の直接改変）

予測及び評価の項目		影響の有無、程度	該当する主要な眺望点	評価の結果
主要な眺望点への直接的な影響	主要な眺望点の直接改変	あり	（該当なし）	該当する眺望点はないため、影響はない。
		なし	すべての主要な眺望点	改変しないため、影響はない。
景観資源への直接的な影響	景観資源の直接改変	あり	十和田火山地	対象事業実施区域に含まれるが、段丘上は既に道路や民家が存在している。可能な限り既存道路を活用し、改変面積を最小限にとどめる環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
		なし	すべての景観資源	改変しないため、影響はない。

表 10.1.7-6(2)　評価の結果（風力発電機の視認程度）

評価の項目	主要な眺望点	最大垂直視野角	見え方の参考※	評価の結果
主要な眺望景観への影響	①十和田山	1.3	C	周囲の環境になじみやすい環境融和色（グレー系）の塗装とすることで、眺望景観の変化を極力低減していることから実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	②十和利山	2.3	E	風力発電機は植生越しに視認できる見え方であり、風力発電機全体を視認できない状況であること、周囲の環境になじみやすい環境融和色（グレー系）の塗装とすることで、眺望景観の変化を極力低減していることから実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	③迷ヶ平	不可視	－	風力発電機は視認できないことから眺望景観に変化はなく、影響は生じない。
	④大黒森	1.3	C	風力発電機は樹木越しに視認できる見え方であり、風力発電機全体を視認できない状況であること、周囲の環境になじみやすい環境融和色（グレー系）の塗装とすることで、眺望景観の変化を極力低減していることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	⑤ミズバショウの群生地	不可視	－	風力発電機は視認できないことから眺望景観に変化はなく、影響は生じない。
	⑥羽井内バス停	0.8	B	周囲の環境になじみやすい環境融和色（グレー系）の塗装とすることで、眺望景観の変化を極力低減していることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	⑦小坂地区公民館	0.3	A	周囲の環境になじみやすい環境融和色（グレー系）の塗装とすることで、眺望景観の変化を極力低減していることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	⑧泉集会所	2.1	E	周囲の環境になじみやすい環境融和色（グレー系）の塗装とすることで、眺望景観の変化を極力低減していることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	⑨大平集会所	2.2	E	周囲の環境になじみやすい環境融和色（グレー系）の塗装とすることで、眺望景観の変化を極力低減していることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	⑩袖平生活館	不可視	－	風力発電機は視認できないことから眺望景観に変化はなく、影響は生じない。

※見え方の参考の記号は表 10.1.7-5 に対応する。

表 10.1.7-6(3)　評価の結果（風力発電機の視認程度）

評価の項目	主要な眺望点	最大垂直視野角	見え方の参考※	評価の結果
主要な眺望景観への影響	⑪田子町役場	不可視	－	風力発電機は視認できないことから眺望景観に変化はなく、影響は生じない。
	⑫戸来岳	2.1	E	既設の風力発電機と本事業の風力発電機の塗装色を同系色とすることで違和感を軽減することや、周囲の環境になじみやすい環境融和色（グレー系）の塗装とすることで、眺望景観の変化を極力低減していることから実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	⑬御鼻部山展望台	0.1	A	周囲の環境になじみやすい環境融和色（グレー系）の塗装とすることで、眺望景観の変化を極力低減していることから実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	⑭大福山公園	0.7	B	周囲の環境になじみやすい環境融和色（グレー系）の塗装とすることで、眺望景観の変化を極力低減していることから実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。

※見え方の参考の記号は表 10.1.7-5 に対応する。

表 10.1.7-6(4)　評価の結果（景観資源と風力発電施設との位置関係）

予測及び評価の項目		影響の有無、程度	該当する景観資源	評価の結果
主要な眺望景観への影響	景観資源と風力発電施設との位置関係	主要な眺望点より対象事業実施区域方向を見た場合に、景観資源が本事業の風力発電機と同時に視認できる。	戸来岳 御倉岳 十和利山 中湖カルデラ(カルデラ壁) 十和田カルデラ(カルデラ壁) 止ヶ崎 赤岩 ドコノ森 大黒森 雷鉢森 朝日奈岳 十和田湖	風力発電機を、周囲の環境になじみやすい環境融和色（グレー系）の塗装とする、地形や既存道路等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめる等の環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
		主要な眺望点より対象事業実施区域方向を見た場合に、視認できない。	上記以外の景観資源	視認できないため、影響はない。

ｲ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

青森県では「地域別景観特性ガイドプラン」（青森県、平成 9 年）を策定しており、景観配慮のための景観域を 12 の区域に区分している。対象事業実施区域が位置する八戸景域においては、景観形成上の配慮事項について以下のように記載している。

・山地一帯においては、国道 104、454 号線等主要眺望ルートからの眺望を阻害しないよう、大規模な面的開発の位置、規模等については周辺の地形・植生等に配慮する。
・また、広がりのある高原の牧野や谷筋の農村集落等においては、田園景観を特徴づける要素との調和にも配慮する。

本事業において、周辺景観との調和を図るため、風力発電機を環境融和色（グレー系）に塗装する計画としていることから、「地域別景観特性ガイドプラン」の考え方に整合しているものと評価する。

また、青森県は、平成 8 年 3 月に「青森県景観条例」（平成 8 年青森県条例第 2 号）を制定し、景観計画区域（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、むつ市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町、佐井村を除く県内全域）内における、工作物の新築（高さ 5～20m を超えるもの）又は増改築等の大規模行為には、行為着手の 50 日前までの届出を義務付けている。平成 18 年 4 月には「青森県景観計画」を策定し、大規模行為景観形成基準を定めている。基準は表 10.1.7-7 のとおりである。

本事業においては、風力発電機の外装を周囲の環境になじみやすいように彩度を抑えた塗装にすることにより背景となる空や雲などの自然景観との調和に配慮していること、樹木の伐採を限定し、改変面積を最小化するとともに、法面等に散布吹付け工などによる早期緑化を行うことで修景を図ること、付帯する送電線については可能な限り地下埋設とすることとしており、この基準に整合するものと評価する。

青森県はさらに、令和 6 年 3 月に「青森県環境総合プラン」を策定し、開発事業等における環境配慮指針を示している。景観に関しては、構想・計画地選定段階において、「湧水、清流、巨樹・巨木林、自然海岸、史跡・名勝、天然記念物、歴史的建造物など、地域の特徴的な景観を形成している自然環境や歴史的・文化的環境の保全に努める。」「主要道路等の沿線からの眺望の確保や農林地などの緑地景観の保全に配慮する。」「地域の景観形成に関する協定などに配慮した事業の推進に努める。」こととしている。本事業による風力発電機は、青森県の景観形成基準に沿って、周辺の景観との調和に配慮していることから、同プランに示された環境配慮指針に整合するものと評価する。

表 10.1.7-7　青森県景観計画 大規模行為景観形成基準（抜粋）

区分	基準
共通事項	・地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。 ・大規模行為の行為地（以下「行為地」という。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。 ・行為地について、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。 ・行為地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。
建築物・工作物（新築、増築、改築、移転、修繕等）	・地域のシンボルとなる山稜近傍地にあっては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。 ・良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。 ・建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。 ・周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。 ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 ・敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。特に、住宅地等にあっては、敷地の周辺を生け垣等により緑化するよう配慮すること。

〔「青森県景観計画」（青森県、平成 18 年 4 月）より作成〕

(d) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周囲において、既設風力発電機（ユーラス田代平ウインドファーム及び新郷村風力発電所）が位置していることから、累積的影響について検討を行った。

ｱ. 予測地域

対象事業実施区域及びその周囲とした。

ｲ. 予測地点

主要な眺望点 14 地点とした。

ｳ. 予測手法

主要な眺望点から撮影した、「ユーラス田代平ウインドファーム」又は「新郷村風力発電所」の風力発電機が写る現況の眺望景観の写真に、将来の風力発電機の完成予想図を合成するフォトモンタージュ法により、視認程度を視覚的表現によって予測した。

ｴ. 予測条件

風力発電機の概要は、表 10.1.7-8 のとおりである。

表 10.1.7-8　風力発電機の概要

他事業名	基数	ローター直径	ハブ高さ	備考
ユーラス田代平ウインドファーム	9 基	52m	65m	・稼働中 ・稼働開始：2002 年 11 月
新郷村風力発電所	9 基	86m	78m	・稼働中 ・稼働開始：2019 年 11 月

「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）
「環境影響評価情報支援ネットワーク」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成

ｵ. 予測及び評価の結果

主要な眺望点のうち、「ユーラス田代平ウインドファーム」又は「新郷村風力発電所」の風力発電機が視認できるのは「③迷ヶ平」、「⑫戸来岳」及び「⑬御鼻部山展望台」である。3 地点の位置は図 10.1.7-1 のとおりであり、予測結果は図 10.1.7-3 (3)、(12) 及び (13) のとおりである。

本事業の風力発電機については表 10.1.7-6 のとおり、環境保全措置を講じることにより景観への影響の低減を図っており、本事業の影響を低減することにより累積的影響を実行可能な範囲で低減できていると評価する。

（白紙のページ）